

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県道路交通取締規則を廃止する規則
- ◇公安規則 道路交通取締法施行細則

規則

鳥取県道路交通取締規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

◇鳥取県規則第十二号

鳥取県道路交通取締規則を廃止する規則

鳥取県道路交通取締規則(昭和二十八年十二月鳥取県規則第八十六号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安規則

道路交通取締法施行細則をここに公布する。

昭和三十年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷 英太郎

鳥取県公安委員会規則第二号

道路交通取締法施行細則

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)及び道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号)に基づきこの細則を定める。

目次

第一章 総則 (第一条―第二条)

第二章 禁止行為及び遵守事項 (第三条―第四条)

第三章 道路使用 (第五条―第七条)

第四章 諸車

(第八條―第十四條)

第五章 運転免許及び運転許可(第十五條―第二十八條)

第六章 交通禁止、制限についての例外

(第二十九條)

第七章 手数料の納入

(第三十條)

第八章 雑則

(第三十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この細則は、道路交通取締法(以下「法」という。)及び道路交通取締法施行令(以下「令」という。)の施行についての必要な事項を定めることを目的とする。

(提出の場所)

第二條 法又は令の規定により鳥取県公安委員会に提出する書類は、正副二通とし住所地在管轄する警察署長を経由しなければならない。

第二章 禁止行為及び遵守事項

(道路における禁止行為)

第三條 令第六十八條第十三号により定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 市街地又は雑たうの道路若しくは警察官の指示する地域において、原動機付自転車又は自転車に二人以上乗車すること。但し、原動機付自転車については乗車の設備がある場合、自転車については成年者が安全な設備をして八才未満の者を乗車させる場合を除く。
- 二 物件を乾し、さらし又はどろ土、汚水、汚物その他水雪をまくこと。
- 三 交通ひん繁な道路において牛馬を連れ、いして通行すること。
- 四 みだりに敷物、畳、穀類、その他のものちりを払い又は飛散させること。
- 五 交通ひん繁な道路において、自転車又は乗馬の練習をすること。

習をすること。

(操縦者の遵守事項)

第四條 令第十七條第十二号の規定により定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 長大、過重又は危険の虞のある物件を積載し又は安定を失い若しくは見透しを妨げる方法で原動機付自転車又は自転車で乗車しないこと。
- 二 雑たう、する道路又は狭あいな道路で、かさをさして自転車で乗車しないこと。
- 三 車馬に他の車馬を連れ、いし又は車馬に他の物件をけん引させて通行しないこと。
- 四 積雪のためすべる虞のある急坂路において、タイヤに鎖を装着しない、又はその他すべり止めの方法を講じないで三輪以上の自動車運転しないこと。
- 五 交通がひん繁な道路において、その運転する自動車を運搬しているラジオを聞きながら自動車を運転しないこと。

六 酒気を帯びて自動車及び原動機付自転車を運転しないこと。

七 市街地又は人家の密集した道路において、進行中の自動車から宣伝ビラ等を撒布しないこと。

第三章 道路使用

(許可行為)

第五條 法第二十六條第一項第四号の規定により定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道路にみこし、だじ又は練物の類を出すこと。
- 二 道路において競技その他催物をする事。
- 三 道路に標旗、標燈、陳列などを出すこと。
- 四 その他一時道路をふさぐような方法で道路を使用すること。

(許可申請)

第六條 令第六十九條に基く道路使用の許可申請は、別記第一号様式によらなければならない。

(許可証)

第七条 令第六十九条第二項の規定による許可証は、別記第二号様式のとおりとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、当該許可証を使用した後においては、遅滞なく当該許可証を交付した警察署長に返納しなければならない。

第四章 諸車

(速度の制限)

第八条 市街地又は人家の密集した場所における自動車及び原動機付自転車の最高速度は、次のとおりとする。

- 一 令第十五条第一項第一号の自動車は毎時四十キロメートル(二四、八マイル)
- 二 令第十五条第一項第二号の自動車は毎時三十キロメートル(一八、六マイル)

- 三 令第十六条第一項第一号の第一種原動機付自転車は毎時二十キロメートル(一二、四マイル)
- 四 令第十六条第一項第二号の第二種原動機付自転車は毎時三十キロメートル(一八、六マイル)

五 緊急自動車は毎時七十キロメートル(四三、四マイル)

(灯火)

第九条 自動車又は原動機付自転車(そのけん引する車を含む。)以外の諸車(以下「諸車」という。)の操縦者は、夜間操縦するときは危険予防に充分な光度を有する前照燈及び尾燈を明確に且つ、見やすいようにつけなければならない。この場合において、後部反射器を備えるときは尾燈をつけたものとみなす。

2 前項の反射器の有効反射面の直径は、荷車、牛馬車及び旅客軽車両にあつては六センチメートル以上、その他の諸車にあつては三センチメートル以上とし、夜間自動車の前照燈により五十メートルの距離からその反射光を認めることができるものでなければならない。

(駐車時の尾燈)

第十条 前条第一項の尾燈に関する規定は、諸車が夜間駐車場以外の道路に駐車する場合に適用する。

(徐行)

第十一条 令第二十九条第二項の規定により指定する場所は次のとおりとする。

- 一 学校、幼稚園、病院又は児童遊園地の附近
- 二 公園
- 三 学生又は生徒の隊列若しくは葬列その他の行列の附近
- 四 トンネル又は踏切
- 五 その他交通の危険な場所

(駐停車の禁止)

第十二条 令第三十条第六号の規定により指定する場所は次のとおりとする。

- 一 著しく狭い、な場所
- 二 その他交通の妨害となる場所

(許可申請書)

第十三条 令第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定により出発地警察署長の許可を受けようとする場合

は、それぞれ次の各号に定める様式の申請書を提出しなければならない。

- 一 同条第一項の場合は別記第三号様式
- 二 同条第二項の場合は別記第四号様式
- 三 同条第三項の場合は別記第五号様式

(許可証)

第十四条 前条の規定による申請書を提出した者に対して許可する場合は、別記第六号様式から第八号様式による許可証をそれぞれ交付するものとする。

第五章 運転免許及び運転許可

(免許及び許可の申請)

第十五条 令第四十九条第一項又は令第六十五条の第二項の規定による運転免許又は運転許可を受けようとする者は、別記第九号様式の申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては登録原票の写)

二 写真(申請前六ヶ月以内に撮影したライカ版、脱帽、正面半身、無台紙のものであつて、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの。以下同じ。)三葉
 三 精神病、聴力、視力、色盲、アルコール中毒、あへん中毒、覚せい剤中毒及び四肢の運動障害に関する申請前三箇月以内の医師の健康診断書

四 令第五十三条第一項第一号の規定に該当する者は、自動車練習所又はこれに類する施設の発行する卒業証明書

五 令第五十三条第一項第二号の規定に該当する者は、卒業証明書の写及び在学中自動車に関する学科を修めた者である旨の当該学校長の発行する証明書
 六 令第五十三条第一項第三号の規定に該当する者は運転免許証の写

2 前項の規定にかかわらず現に運転免許又は運転許可を有する者で、異種の運転免許若しくは運転許可を受けようとする者は、現に有する運転免許証又は運転許可証の写をもつて戸籍抄本にかえることができる。

可証の写をもつて戸籍抄本にかえることができる。
 (仮運転免許申請)

第十六条 令第四十八条第一項の規定により仮運転免許を受けようとする者は、別記第十号様式の申請書に写真二葉及び現に有する運転免許証の写を添えなければならぬ。

2 令第四十八条第二項の規定により仮運転免許を受けようとする者は、別記第十一号様式の申請書に前条に規定する書類を添えなければならない。

(試験の実施)

第十七条 試験は、日時及び場所を指定して行う。

2 試験実施にあつては申請した者に対しあらかじめ通知するものとする。

3 指定された試験日に受験しない者は不合格とする。但し、やむを得ない理由により試験施行日までに指定の日に受験することができない旨を届け出た者に対しては、試験施行の日時を変更することができる。

(技能試験)

第十八条 技能試験は、実地に自動車を運転させて行う。

(筆記試験)

第十九条 令第五十二条第三号の規定による法令についての筆記試験は次の法令について行う。

- 一 法
- 二 令

三 道路交通取締法施行規則

四 法施行細則

五 道路標識令

六 道路運送法

七 道路運送車両法

八 道路運送車両の保安基準

九 その他交通に関する法規

2 令第五十二条第四号の規定による構造及び取扱方法についての筆記試験は、運転に必要な知識について行う。

(第二種原動機付自転車運転許可上の審査方法)

第二十条 令第六十五条の三第三項の規定による審査は、次の各号について所轄警察署長が行うものとする。

一 運転技能 実地に第二種原動機付自転車を運転させて、発進並びに停止方法及び構造装置の取扱について行う。

二 法令の知識 あらかじめ第二種原動機付自転車の運転に必要な法令について教養を行った上、通行区分、最高速度、合図、警察官の手信号及び道路標識について口頭で試験を行う。但し、やむを得ない理由により口頭で審査を行うことができない場合は、簡単な筆記による審査をもつてこれにかえることができる。

(試験の免除)

第二十一条 令第五十三条の規定によつて免除する試験は、次の各号に掲げるものとする。

一 令第五十三条第一項第一号の規定による証明書を有する者については、令第五十二条第一項第二号の技能試験、同第三号及び第四号の筆記試験

二 令第五十三条第二項に規定する者については、令第五十二条第一項第二号の技能試験及び第四号の筆記試験

(合格)

第二十二條 技能試験及び筆記試験はいづれも百点満点とし、技能試験については八十点以上、筆記試験については六十点以上とし、身体検査は別に定める最低標準に達した者をもつて合格者とする。

2 合格者の氏名は警察署に掲示する。

(免許、許可の保留及び拒否)

第二十三條 令第五十条第三項及び令第六十六条において準用する令第五十条第三項の規定により出頭を求めるときは、別記第十二号様式の通知書を交付するものとする。

(運転地変更)

第二十四條 令第五十六条第一項又は第六十六条により主たる運転地を変更したときは、別記第十三号様式による届書に、写真二葉及び運転免許証又は運転許可証を添えなければならない。

(本籍、住所及び氏名の変更)

第二十五條 令第五十六条第一項又は第六十六条により本籍、住所又は氏名を変更したときは、別記第十四号様式による届書に免許証又は許可証を添えなければならない。

2 前項の届出のうち、本籍又は氏名を変更したときは、これに戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては登録原票の写)を添えなければならない。

(定期検査)

第二十六條 令第五十七条第一項又は令第六十六条の規定により、運転免許証又は運転許可証の検査を受けようとする者は、別記第十五号様式の申請書に運転免許

証又は運転許可証及び写真三葉を添えなければならない。

(再交付申請)

第二十七條 令第六十二条第一項又は令第六十六条の規定により、運転免許証又は運転許可証の再交付を受けようとする者は、別記第十六号様式の申請書に写真一葉及び滅失した場合を除いては、運転免許証又は運転許可証を添えなければならない。

(免許証及び許可証の返納)

第二十八條 令第六十四条第一項又は第六十六条の規定により、運転免許証又は運転許可証を返納しようとする者は、別記第十七号様式の届書に運転免許証又は運転許可証を添えなければならない。

第六章 交通禁止、制限についての例外

(禁止、制限についての例外)
第二十九條 公安委員会が行つてゐる交通禁止並びに制限の区域を特別の理由により一時通行しようとする者

は、公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、別記第十八号様式の申請書を提出しなければならない。

3 第一項の申請に対し許可したときは、別記第十九号様式の許可証を交付する。

4 許可証は通行中携帯しなければならない。

第七章 手数料の納入

(手数料の納入)
第三十條 運転免許、運転許可又は道路一時使用についての手数料は、鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)により納入しなければならない。

第八章 雜則

(細部手続)
第三十一條 この細則を執行する上においての必要な細部手続は別に警察本部長が定める。
附則

- 1 この細則は公布の日から施行する。
- 2 鳥取県道路交通取締細則(昭和二十八年鳥取県公安委員会告示第九号)は廃止する。
- 3 鳥取市道路交通取締規則(昭和二十三年鳥取市公安委員会告示第一号)は廃止する。
- 4 米子市道路交通取締規則(昭和二十九年米子市公安委員会告示第一号)は廃止する。
- 5 この細則施行の際改正前の道路交通取締法及び道路交通取締法施行令の規定に基づき、市町村公安委員会の定めるところにより同公安委員会が行つてゐる許可、免許、取消停止、交通上の各制限、その他の処分で、現に効力を有するものは、改正後の本細則の相当規定により鳥取県公安委員会とした処分とみなす。但し、当該処分は改正前の同規定により処分がなされた日から起算する。

(別記第一号様式) 第六条の規定によるもの

道路使用許可申請書

使用の目的	使用の期間	使用の場所	使用の方法と交通に影響する程度

右のとおり道路を使用したいので許可下さいますよう申請します。

収入証紙
ちよう付欄

年 月 日

氏 名 印

警察署長 殿

(別記第三号様式) 第十三条の規定によるもの

設備された場所以外の乗車積載許可申請書

申請者住所、氏名、 生年月日	
車の種別 車の番号	
運搬の品目	
指定外の場所 緊急又は止む を得ない理由	
運搬の経路	
運搬の日時	年 年 月 月 日から 日まで
危険防止の処置	

右許可下さいますよう申請します

警察署長

年 月 日

殿

氏

名

印

(別記第二号様式) 第七条の規定によるもの

発第 道路 使用 許可 証 号

使用者	
使用の目的	
使用の期間	
使用の場所	
使用の方法	
使用についての指示	

右のとおり道路使用を許可する

年 月 日

警察署長 印

注意 本証は使用後直ちに返納すること。

(別記第五号様式) 第十三条の規定によるもの

制限外積載許可申請書

申請者住所、氏名、
生年月日

車の種別
車両番号

積載品目

超過の範囲及び指定

外の場所

やむを得ない理由

運搬経路

運搬日時

危険防止の処置

右のとおり許可下さいますよう申請します

警察署長殿

氏

名

印

指定外の場所	重量	制限内	制限外
	トン	トン	トン
超過の範囲	長さ	前	後
	メートル	メートル	メートル
幅	巾	左	右
	メートル	メートル	メートル
高さ	高さ	前	後
	メートル	メートル	メートル

出発地
目的地

年 年
月 月
日 日
か
ら

(別記第四号様式) 第十三条の規定によるもの

貨物自動車の一時乗用使用許可申請書

申請者住所、氏名、
生年月日

車の種別
車両番号

緊急やむを得ない理由

乗車人員

輸送の日時

輸送の経路

備考

出発地
目的地

右許可下さいますよう申請します

警察署長

殿

年 月 日

氏

名

印

(別記第七号様式) 第十四条の規定によるもの

第 号

貨物自動車の一時乗用許可証

住所

職業

氏

生年月日 名

車の種別、車両番号

緊急やむを得ない理由

輸送の経路

出発地 目的地

輸送の日時

年 月 日 から 年 月 日まで

乗車人員

備考

右許可する年月日

警察署長 印

(別記第六号様式) 第十四条の規定によるもの

第 号

設備された場所以外の乗車、積載許可証

住所

職業

氏

生年月日 名

車の種別 車両番号

運搬品目

乗車積載場所

緊急又はやむを得ない理由

運搬経路

運搬日時

年 月 日 から 年 月 日まで

危険防止の処置

右許可する年月日

警察署長 印

(別記第八号様式) 第十四条の規定によるもの

第 号

制限外積載許可証
住所 職業

氏

生年月日名

積載品目	指定外の場所	制限内		超過		の範囲	高さ
		制限内	制限外	長さ	高さ		
車の種別 車両番号		トン	トン	メートル	メートル	メートル	メートル
超過の範囲及び指定		全長	前後	メートル	メートル	メートル	メートル
外の場所		左	右	メートル	メートル	メートル	メートル
やむを得ない理由							
運搬経路	出発地 目的地						
運搬日時	年月日						
危険防止の処置	制限外物件運搬中書間は○、三五メートル平方の赤色の布、夜間は赤色の標燈をつけること。						
右許す年月日							

警察署長 園

(別記第九号様式) 第十五条の規定によるもの

自動車運転転免許申請書

写真仮免許の種類	現運転免許許可の種類	ちよろ	付欄	収入証	紙らよ	5付欄	但し、(請免し、の場申)の者	主たる運転地
種類 番号	交付年月日	交付年月日、交付種類番号、	本籍又は	住所	氏名	生年月日	者	
委員名	委員名	委員名						
運転経歴	交付年月日	交付年月日、交付種類番号、						

右自動車運転転免許を受けたので関係書類及び写真三葉を添えて申請します

鳥取県公安委員会 御中

氏名

年月日

注意
関係書類とは戸籍抄本、住民登録簿抄本(外国人の場合は外国人登録原簿の写)三ヶ月以内の医師の診断書、各種証明書、理由書等。
医師の健康診断書には内、外部疾患、四肢、視力の状況の外、常習的、麻薬常用、あへん常用、覚せい剤常用の有無が記載されていること。
収入証紙は必ずちよろ付欄にもちよろ付すること。
写真裏面に撮影年月日、氏名を記載すること。

(別記第十号様式) 第十六条の規定によるもの

自動車仮運転免許申請書

写真 真 仮	現に有する運転免許証の 発行行政庁及び有効期間 運転しようとする自動車 の種類	
	本籍	又は 国籍
収入証紙	居所又は 滞在 地	
	氏	名
ちよう付欄	生	年 月 日
	年	月 日

右自動車仮運転免許を受けたので関係書類及び写真二葉を添えて申請します

年 月 日

鳥取県公安委員会 御中

氏

名

Ⓜ

注意 運転免許証の写を添えること。

収入証紙は必ずちよう付欄にちよう付すること。

(別記第十一号様式) 第十六条第二項の規定によるもの

練習のための自動車仮運転免許申請書

写真 真 仮	練習しようとする 自動車	
	本籍	住所
収入証紙	申請者	
	氏名	生年月日
ちよう付欄	生	年 月 日
	年	月 日

右練習のための自動車仮運転免許を受けたいので関係書類及び写真二葉を添えて申請します

年 月 日

鳥取県公安委員会 御中

氏

名

Ⓜ

注意

戸籍抄本、健康診断書を添えること。

収入証紙は必ずちよう付欄にちよう付すること。

(別記第十二号様式) 第二十三条の規定によるもの

第 号

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

通 知 書

年 月 日 受 験 申 請 受 験 され た あ な た の 免 許 に つ い て 今 回 免 許 を 拒 否 し よ う と 許 可 に つ い て 今 回 免 許 を 保 留 し よ う と

思いますからその理由をお話ししあなたの弁明を聞きたいと思うので次により出頭して下さい。

記

一、出頭日時 年 月 日 時

二、出頭場所 鳥取市東町九八番地 鳥取県公安委員会 警 察 署

(別記第十三号様式) 第二十四条の規定によるもの

自動車運転者 運転地変更届
原動機付自転車運転者

写真二葉仮
ちよう付欄

住所籍

氏 名 生 年 月 日

免許の種類
許可番号

交付年月日

旧運転地

新運転地

右のとおり運転地を変更したから写真二葉及び免許証を添えてお届けします

年 月 日

氏 名 印

鳥取県公安委員会 御 中

(別記第十四号様式) 第二十五条の規定によるもの

自動車運転者「 変更届
原動機付自転車運転者

免許の種類
許可番号

届出の要旨

右のとおりですから免許証を訂正下さいますようお願いします

年 月 日

住所

氏

名

印

鳥取県公安委員会 御中

注意 住所変更の場合は免許証を添えること。

本籍、氏名変更の場合は戸籍抄本、又は住民登録票抄本(外国人にあつては登録原票の写)を添えること。

(別記第十五号様式) 第二十六条の規定によるもの

自動車運転免許証 検査申請書
原動機付自転車運転許可証

写真三葉仮

免許の種類及び免許番号

ちよう付欄

交付 年 月 日

右免許証の検査を願いたいから写真三葉及び免許証を添えて申請します

年 月 日

住所

氏

名

印

鳥取県公安委員会 御中

(別記第十六号様式) 第二十七条の規定によるもの

自動車運転免許証 再交付申請書
原動機付自転車運転免許証

写真一葉
ちよう付欄
免許の種類及び免許番号
交付 年 月 日

再交付申請理由

署長
確認印

一、 遺失	免許証 盗難届	年 月 日	時及び場所
二、 盗難	の状況		
三、 遺失	後の処置		

右のとおりですから免許証を再交付下さいますよう写真一葉を添えて申請します

年 月 日 住所

鳥取県公安委員会 御中

名 氏

注意 滅失した場合を除いて免許許可証を添えること。

(別記第十七号様式) 第二十八条の規定によるもの

自動車運転免許証 返納届
原動機付自転車運転免許証

免許の種類
免許番号

返納の理由

右のとおり
自動車運転免許証を返納します
原動機付自転車運転免許証

年 月 日

住所

鳥取県公安委員会 御中

氏

名 氏

注意 免許許可証を添えること。

(別記第十八号様式) 第二十九条の規定によるもの

交通禁止、制限区域通行許可申請書

申請者住所、 氏名、生年月日	
区 間	
日 時	
通行を必要とする やむを得ない 理由	

右のとおり交通禁止、制限区域を通行したいので許可下さいますよう申請します

年 月 日

右

氏

名

印

鳥取県公安委員会 御中

注意 略図を添えること。

(別記第十九号様式) 第二十九条の規定によるもの

交通禁止、制限区域通行許可証

申請者住所、 氏名、生年月日	
区 間	
日 時	
車 種 別 番 号	

右のとおり許可する

年 月 日

鳥取県公安委員会 印

注意 本証は通行中所持すること。